



届出・税金



戸籍・住民登録に関する主な届出

問 市役所市民課 ☎23-5334（市民サービス担当）☎71-6353（戸籍係）

◆各地域自治センター

丸子 市民サービス課 ☎42-1052

真田 市民サービス課 ☎72-0154

武石 市民サービス課 ☎85-2827

問 豊殿地域自治センター ☎35-2939

問 塩田地域自治センター ☎38-3000

問 川西地域自治センター ☎75-5840

項目	届出期間等	持参いただくもの	備考
出生届	生まれた日を含めて14日以内	☐ 出生証明書（医師が助産師が記入したもの） ☐ 母子健康手帳 ☐ 両親のマイナンバーがわかる書類 ※児童手当、福祉医療（乳幼児医療）、国民健康保険（該当者のみ）の手続も必要です。	子の名に使用できる文字 ・常用漢字 ・人名用漢字 ・平仮名 ・片仮名
婚姻届	届出により法律上の効力発生	☐ 届出人の本人確認のできる書類※ ☐ 氏名変更を伴う場合は、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）	成年の証人2人の署名が必要です。 住所が変更になる方は住所異動の届出も必要です。
離婚届（協議離婚）	届出により法律上の効力発生	☐ 届出人の本人確認のできる書類※ ☐ 氏名変更を伴う場合は、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）	成年の証人2人の署名が必要です。裁判離婚の場合はお問い合わせください。 住所が変更になる方は住所異動の届出も必要です。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	☐ 死亡診断書（医師の記入したもの）	火葬までの手続はお問い合わせください。
転入届	市外から転入した日から14日以内	☐ 転出証明書（前住所の市区町村発行） ☐ 届出人の本人確認のできる書類※ ☐ 外国人住民の方は在留カード（特別永住者の方は特別永住者証明書） ☐ マイナンバーカード（お持ちの方のみ）	海外からの転入の場合はお問い合わせください。
転出届	転出予定日の前後14日以内	☐ 資格確認書または資格情報のお知らせ（国民健康保険・後期高齢者医療制度の該当者のみ） ☐ 届出人の本人確認のできる書類※ ☐ マイナンバーカード（お持ちの方のみ）	交付された転出証明書を持って転出先の市区町村へ届け出てください。 郵送での手続はお問い合わせください。
転居届	市内で転居した日から14日以内	☐ 資格確認書または資格情報のお知らせ（国民健康保険・後期高齢者医療制度の該当者のみ） ☐ 届出人の本人確認のできる書類※ ☐ 外国人住民の方は在留カード（特別永住者の方は特別永住者証明書） ☐ マイナンバーカード（お持ちの方のみ）	
印鑑登録	必要な時	☐ マイナンバーカード、運転免許証等官公署発行の顔写真付証明書 ☐ 登録する印鑑（朱肉を使用する印鑑） ☐ 手数料300円	原則として、登録する本人が窓口でお手続きください。 詳細についてはお問い合わせください。

※届出人の本人確認のできる書類＝マイナンバーカード・運転免許証等、官公署発行の顔写真付証明書1点または資格確認書・年金手帳等2点
※その他、手続きがある場合には各課へ案内することがあります。

広告

司法書士事務所

P56 A-5

街の身近な法律相談所（ニトリ様駐車場奥西隣）

松澤一志司法書士事務所

◆相続・遺言等の相談及び登記 ◆不動産・会社に関する相談及び登記
◆成年後見の相談及び申立書作成 ◆裁判所へ提出する書類の作成
◆簡易裁判所における140万円を超えない請求についての相談・和解・訴訟等の代理

■上田市踏入2-18-14

TEL:0268-27-9276 FAX:0268-27-9260

■営業時間／8:30～18:00 ■定休日／土曜、日曜、祝日（但しご相談下さい。）

■長野県司法書士会所属

P あり

司法書士

P39 C-2

司法書士 北澤事務所

土地・建物の登記、相続に関するご相談、会社の登記など。
お気軽にお問い合わせください。

■上田市中央5-4-20

■TEL:0268-27-7766

■FAX:0268-26-9633

■長野県司法書士会所属／司法書士 北澤 真一

P あり

マイナンバー（個人番号）カードの交付申請

市民課、丸子・真田・武石地域自治センター市民サービス課及び豊殿・塩田・川西地域自治センター窓口で申請を受け付けています（豊殿・塩田・川西地域自治センターでのマイナンバー関係手続きは予約が必要です）。

申請用の顔写真は、窓口で無料の写真撮影を行います。申請時に本人確認や暗証番号の設定等を済ませることでマイナンバーカードをご自宅に郵送することができるようになり、受取りのために窓口に来る必要がなくなります。

■15歳以上の方の持ち物

- ①通知カードまたは個人番号通知書（お持ちの方のみ）
- ②住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ③本人確認書類

- ア) 通知カードまたは個人番号通知書がある場合…④から1点、または⑥から2点
- イ) 通知カード及び個人番号通知書がない場合…④から2点、または④から1点と⑥から1点
- ウ) 通知カード及び個人番号通知書がなく、④の書類もない場合…⑥から2点と照会回答書

※照会回答書は事前にご自宅へ郵送しますので、申請予定日の1週間前までに電話でお問い合わせください。

●本人確認書類

④	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、旅券、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ※顔写真付きのものに限る。
⑥	マイナンバーカード（顔写真なし）、資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、年金手帳、基礎年金番号通知書、社員証、学生証、生活保護受給者証等

※有効期限内のものに限ります。

※各書類は「氏名＋生年月日」または、「氏名＋住所」が記載されている必要があります。

※本人確認書類の氏名、住所に変更がある場合は、最新の情報に書き換えを行ってください。書き換えがされていないものは、本人確認書類として使用できません。

■15歳未満の方・成年被後見人の持ち物

「15歳以上の方の持ち物」に加え、以下の書類が必要です。

- ④法定代理人の本人確認書類（④1点または⑥2点）
- ⑤法定代理人であることがわかる書類（戸籍謄本・登記事項証明書等）

※詳細はお問い合わせください。

■注意事項

- 通知カード及び住民基本台帳カードは、申請時に窓口で返納していただきます。紛失等の場合は紛失届の提出が必要になります。
- 申請から概ね1か月半後に簡易書留で住所地にカードを郵送します。
- カードを受け取ることができず、郵便局での保管期間経過のため市役所に返戻された場合は、ご本人に来庁していただき、本人確認のうえ、交付します。カードの再送はしません。
- 持ち物に不足があるときは、交付時に再度来庁していただく場合があります。



広告

会計・税務

P48 A-3

暮らしに役立つ税情報

宮澤 広 税理士事務所

事業承継、生前贈与、相続、信託、譲渡などの税務相談
記帳・会計・決算・税務申告

■上田市常盤城5-3-15
■TEL:0268-22-3100 ■FAX:0268-22-3106
■営業時間/ 9:00～17:30 ■定休日/ 土曜、日曜、祝日
■URL: <http://tokiwagi5315tax.com/> ■E-mail: tokimiyahiro5315@tkcnf.or.jp
■関東信越税理士会上田支部

P あり

司法書士事務所

P43 E-2

司法書士清水敏彦事務所

相続登記のご相談承ります。

■上田市中心2-7-23

■長野県司法書士会所属

TEL:0268-28-0777
FAX:0268-28-0111

P あり

各種証明の交付

- 問 市役所市民課 ☎23-5334（市民サービス担当）☎71-6353（戸籍係）

◆ 各地域自治センター

☎丸子 市民サービス課 ☎42-1052

☎真田 市民サービス課 ☎72-0154

☎武石 市民サービス課 ☎85-2827

問 豊殿地域自治センター ☎35-2939

問 塩田地域自治センター ☎38-3000

問 川西地域自治センター ☎75-5840

戸籍・住民票の写し等

証明の種類		広域交付	内容	手数料	持ち物	備考
戸籍	謄本	○	上田市に本籍がある(あった)方は、戸籍等の謄抄本の交付を請求できます。	1通450円	□窓口に来られた方の本人確認書類※ □委任状(代理人の場合) ※マイナンバーカード・運転免許証等の官公署発行の顔写真付証明書1点または資格確認書・年金手帳等2点。	原則、直系でない親族(兄弟姉妹等)や他人の戸籍証明書は請求できません。
	抄本	×		1通750円		
除籍・改製原戸籍	謄本	○				
	抄本	×				
戸籍の附票		×				
住民票の写し(世帯・個人)		○	上田市に住所のある方は、住民票の写しを請求できます。	1通300円		原則、本人または同一世帯の方が請求できます。
印鑑登録証明書		×	マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードが印鑑登録証になります。	1通300円	□印鑑登録証(マイナンバーカード、上田市民カード、手帳)	マイナンバーカードでは代理人申請ができません。

住民票・戸籍証明書の広域交付

住民票・戸籍証明書の一部を、全国の市町村窓口で発行することができます。請求者の本人確認のため、公的機関が発行した顔写真付本人確認書類が必要です。請求者・記載事項に制限がございますので、詳細はお問い合わせください。

※戸籍証明書の広域交付は、各地域自治センター等ではできません。

※弁護士等の職務上請求、委任状による代理請求、郵送請求はできません。

コンビニ交付

マイナンバーカードを使って証明書の交付をコンビニエンスストア等で受けることができます（マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書の搭載及び暗証番号の入力が必要です）。

証明の種類	利用可能なコンビニエンスストア等	利用時間帯	利用できない日
住民票の写し 印鑑登録証明書 戸籍謄抄本 戸籍の附票	マルチコピー機が設置されている下記の店舗 ●イオン ●セブン-イレブン ●ファミリーマート ●ローソン	午前6時30分～午後11時 ※各店舗の営業時間内に限ります。	12月29日～1月3日 保守点検時（不定期）

上田情報ライブラリー（駅前ビル「パレオ」4階）

証明の種類	利用時間帯	休館日
住民票の写し 印鑑登録証明書 納税証明書 所得・課税・控除証明書	平日 午前10時～午後7時 土曜・日曜・祝日 午前10時～午後6時	火曜日 祝日の振替日 12月28日～1月4日 3月31日～4月1日 館内整理日（不定期）

ひとまちげんき・健康プラザうえだ

証明の種類	利用時間帯	利用できない日
住民票の写し 印鑑登録証明書 納税証明書 所得・課税・控除証明書	午前8時30分～ 午後5時15分	土曜・日曜・祝日 12月29日～1月3日

広告

司法書士 P53 D-4

倉沢司法書士事務所

相続、贈与、売買等の不動産登記、役員変更等の商業登記、簡易裁判所の代理業務（訴訟額が1件あたり140万円以内に限ります）、裁判所提出書類の作成業務を扱っています。お気軽にご相談ください。

■上田市上田原805
TEL:0268-27-5009 FAX:0268-27-5200
■営業時間／8:30～18:00 ■定休日／土曜、日曜、祝日
■長野県司法書士会所属

P あり

公認会計士・税理士 P49 D-2

信州上田から世界へ

金子公認会計士・税理士事務所

税務会計・会計監査・創業支援・相続税・相続対策
学校法人会計・社会福祉法人会計等
ご相談お待ちしております。

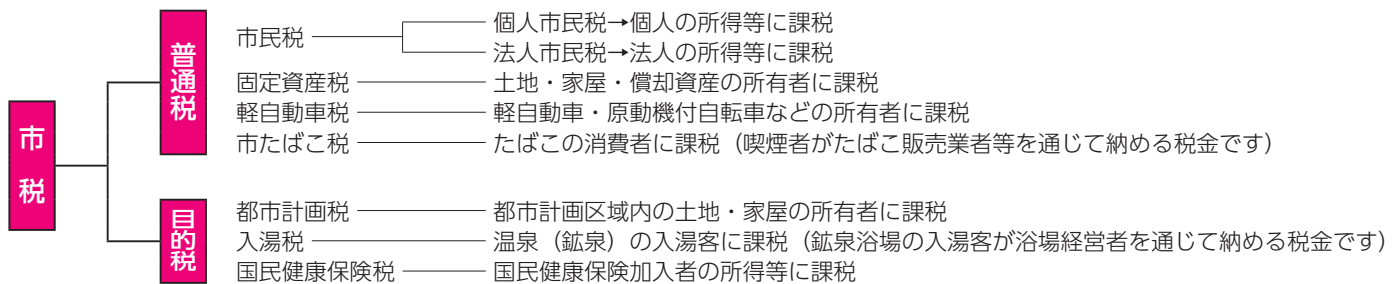
■上田市緑が丘1-27-59
TEL:0268-22-0135
■URL: <http://www.ka-sa.jp/>
■関東信越税理士会所属

P あり

税金

市税の種類

市税は、次の8種類があります。



個人市民税・県民税・森林環境税

問 市役所税務課 ☎23-5115

納税義務者…1月1日現在、上田市に住所があり、前年中に所得のあった方
市内に住所がない方で、事務所、事業所、家屋敷を上田市内に有する方（均等割を負担していただきます）

市民税・県民税の申告

税額は、前年分の所得及び所得控除等をもとに算出されますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。ただし、勤務先で年末調整をし給与支払報告書が提出された方で、前年中に他に所得のない方及び所得税の確定申告をする方は申告の必要はありません。

税の申告と納税をお忘れなく

申告もれや税の滞納があると、税に関する証明が受けられなかったり、延滞金が増加される場合があります。また、申告がない（未申告）場合、国民健康保険税等の課税計算が正しく行われず、軽減制度の適用や給付等にかかる適正なサービスが受けられないことがあります。

所得税の確定申告は

- ①所得税を納める必要のある方
 - ②所得税の還付を受けたい方
- いずれも申告先は税務署です。

上田税務署
☎22-1234

法人市民税

問 市役所税務課 ☎23-5169

納税義務者…市内に事務所、事業所を有する法人など

申告と納付

法人市民税は、納税義務者である法人が自ら税額を算出し、その内容を申告するとともに、その税額を納付する「申告納付」の制度がとられています。

電子申告サービス

申告は、電子申告サービス「eLTAX（エルタックス）」でも受付しています。

※詳しくはP94をご覧ください。

法人市民税の減免について

●減免対象法人

次の法人は、申請することにより、法人市民税の均等割の減免を受けられます。

ただし、収益事業を行う法人は対象になりません。

- 公益社団法人、公益財団法人
- 認可地縁団体
- 社会事業または公益事業を行う法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるもの
- 特定非営利活動法人（NPO法人）

収益事業を行うNPO法人の減免

収益事業を行うNPO法人であっても、減免が受けられる場合があります。

※詳しくは税務課までお問い合わせください。

広告

税理士事務所

P47 E-2

関与先企業の繁栄は私たちの喜びです！

税理士法人

長野合同経理センター

経営・税金・コンサルティング・相続税相談等、お悩みことがございましたらお気軽に当事務所までご相談下さい。満足していただけるよう努力させていただきます。

■上田市秋和295-1

TEL:0268-22-6101 FAX:0268-24-7610

■URL: <http://k-center.tknf.com/> ■E-mail: k-center@themis.ocn.ne.jp
■税理士 長井 哲朗 長谷川 修 大澤 比出樹 ■関東信越税理士会所属

P あり

税理士事務所

P51 C-4

相続対策、ご相談ください

小宮山敬光税理士事務所

税務、会計業務、経営相談、相続対策など迅速に対応いたします。

■上田市住吉278-3
■TEL:0268-75-2188 ■FAX:0268-75-6180
■定休日／土曜、日曜、祝日

P あり

固定資産税・都市計画税

問 市役所税務課 ☎23-8240 / ☎23-8245

項目	内容
税金を納める方	●固定資産税：1月1日現在、上田市に土地・家屋・償却資産を所有している方 ●都市計画税：1月1日現在、上田地域・丸子地域の都市計画区域内に土地・家屋を所有している方
償却資産の申告	事業用の機械（太陽光発電設備など）、器具、備品及び構築物等の償却資産を所有している個人・法人の方 ●申告：毎年1月31日まで
こんなときは必ず届出を	●家屋を取壊したとき ●土地の利用状況を変えたとき ●災害にあったとき ●所有者が死亡し、年内に相続登記が済まないとき ●売買や相続等で家屋の所有者に変更があったとき（未登記家屋のみ）

■閲覧

内容	持参いただくもの	手数料
地籍図(写し)		1枚300円
土地台帳		1冊300円
土地・家屋の名寄帳	☐ 窓口に來られた方の本人確認のできる書類（例えば、マイナンバーカード、運転免許証など公的機関が発行した写真付きのものは1点、その他保険証や年金手帳などは2点が必要になります） ☐ 代理人の場合は委任状	1件300円

軽自動車税（種別割）

問 市役所税務課 ☎23-5169

■軽自動車税（種別割）を納める方

4月1日現在、軽自動車等を所有または使用している方です。

■廃車または譲渡した場合

廃車や譲渡の届出をしてください。届出をされないと、登録名義人にいつまでも軽自動車税（種別割）が課税されることがあります。

■軽自動車税（種別割）の減免

身体障害者手帳等をお持ちで、軽自動車を所有（使用）されている方は、軽自動車税（種別割）が減免される場合がありますので、税務課までお問い合わせください。

※自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）については、東信県税事務所上田事務所へお問い合わせください。

■登録、廃車等の届出

	車種	届出先	手続に必要なもの
①	●原動機付自転車（125cc以下） ●上田市ナンバーの小型特殊自動車※ ※丸子、真田、武石ナンバーも含まれます。	市役所税務課 ☎23-5169 または 各地域自治センター	●登録の場合 ☐ 販売証明書または譲渡証明書など ●廃車の場合 ☐ 標識 ☐ 標識交付証明書
②	●125ccを超える二輪車 ●長野ナンバーの小型特殊自動車	長野運輸支局 ☎050-5540-2042	左記まで直接お問い合わせください。
③	●軽自動車	軽自動車検査協会 ☎050-3816-1854	

※②・③は、長野県自家用自動車協会上小支部（☎22-0595）、依田窪支部（☎42-2758）でも手続きができます。

■年度の途中で登録・廃車の届出をしたとき

軽自動車税（種別割）には月割課税制度がありません。年度の途中で廃車の手続をされても月割の還付はなく、その年度の軽自動車税（種別割）は全額納めていただくことになります。

4月2日以降に取得し、登録したものについては、その年度の軽自動車税（種別割）は課税されません。

国民健康保険税

問 市役所国保年金課 ☎75-7121

◆各地域自治センター

☎丸子 市民サービス課 ☎42-1053

☎真田 市民サービス課 ☎72-0154

☎武石 市民サービス課 ☎85-2827

■国民健康保険税を納める方

世帯主です。国保に加入していない世帯主でも、世帯内に国保加入者がいる世帯主は納税義務者となります（この方を、擬制世帯主といいます）。

広告

行政書士 P53 D-1

行政書士 倉澤正勝・行政書士 中司勇士

住所:上田市中之条859-32
TEL:0268-23-1500 FAX:0268-23-7450

■主な取扱業務
①農地転用・開発行為許可申請 ②相続手続・遺言書作成
③建設業許可申請（分析・経費・入札） ④その他（官庁への書類作成他）

不動産・保険代理業 P59 E-2・3

新栄開発株式会社
シンエイライフプランニング

夢を形に！不動産・保険・年金・相続
ライフプランナー・コンサルタント業

■上田市神畑乙98-8 ■TEL:0268-26-3939 ■FAX:0268-22-9981
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/土曜、日曜、祝日
■E-mail:shinei1@jeans.ocn.ne.jp
■宅建免許：長野県知事(11)第2570号



P あり(5台)

■税額の算出方法

前年の所得額から算出します。税額は、医療保険分、後期支援金分、介護分（加入者のうち40歳以上65歳未満の方が負担）の合計額となります。申告がない（未申告）場合、税額計算が正しく行われず、軽減制度の適用や給付等にかかる適正なサービスが受けられないことがあります。詳しくは、国保年金課までお問い合わせください。

■納期

7月（1期）から翌年の3月（9期）までの各月9回です。ただし、7月以降の年度途中で加入された方は、届出のあった月の翌月から支払いが始まります。

特別徴収の方は偶数月に年金からの天引きとなります。

市税等の納付

問 市役所収納管理課 ☎71-8053／☎71-8055

◆各地域自治センター

- ☎丸子 市民サービス課 ☎42-1030
- ☎真田 市民サービス課 ☎72-0154
- ☎武石 市民サービス課 ☎85-2827
- ☎豊殿地域自治センター ☎35-2939
- ☎塩田地域自治センター ☎38-3000
- ☎川西地域自治センター ☎75-5840

◆保育料について

- ☎保育課（健康プラザ内） ☎23-5132

◆市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料について

- ☎長野県住宅供給公社上田管理センター
（上田合同庁舎南棟） ☎29-7010
- ☎市役所住宅政策課 ☎23-5176

◆厚生住宅使用料について

- ☎丸子 市民サービス課 ☎42-1030

◆特定目的住宅使用料について

- ☎武石 市民サービス課 ☎85-2827

■対象税目

●税金

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税
・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

●料金

後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、厚生住宅使用料、特定目的住宅使用料、保育料（公立・私立・私的契約児・幼稚園）、保育料給食費（公立）、延長保育料（保育園・幼稚園）

■口座振替による納付

市税等の納付は便利・安全・確実な口座振替をお勧めします。口座振替の手続きは、通帳（口座番号などのわかるもの）と通帳届出印をお持ちいただき、取扱金融機関、郵便局、収納管理課（保育料については保育課）または各地域自治センター窓口でお申し込みください。

■スマートフォンアプリでの納付

PayPay、d払い、auPAY

■クレジットカードでの納付

対象税目の税金につきましては、地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」から納めてください。

※スマートフォンアプリ・クレジットカードでの納付は領収書が発行されません。領収書・納税証明書が必要な場合は、コンビニエンスストア等をご利用ください。



地方税
お支払サイト

■金融機関・コンビニエンスストアでの納付

納付書に記載のある金融機関・コンビニエンスストアに各納期限内に納付書をお持ちいただき納めてください。

広告

税理士事務所

P44 C-1

お気軽にご相談ください!!

共栄税理士事務所

税務、会計はもちろん他の些細な事でも お悩みごとがございましたらお気軽に当事務所までご相談下さい。プライバシーを守り、一生懸命お客様に満足していただくよう努力させていただきます。

■上田市常田2-29-11

TEL:0268-22-7311 FAX:0268-27-6656

■E-mail:kyouei-ac@tkcnf.or.jp

■関東信越税理士会所属 ■TKC全国会会員



司法書士・行政書士

P71 F-2

別所線・中塩田駅近く（白い屋根が目印）

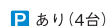
宮原恵子司法書士・行政書士事務所

相続・遺言・会社設立・成年後見・簡易裁判所手続きなど、まずはご相談下さい。女性ならではのきめ細かい対応で信頼いただいております。

■上田市五加994-1

TEL:0268-38-9272

FAX:0268-38-9273



■営業時間／8:30～18:00
■定休日／土曜、日曜、祝日
■長野県司法書士会・
長野県行政書士会所属

税に関する証明

問 市役所税務課 ☎23-8240（土地係）☎23-8245（家屋係）☎23-5115（市民税係）

問 市役所収納管理課 ☎23-5117

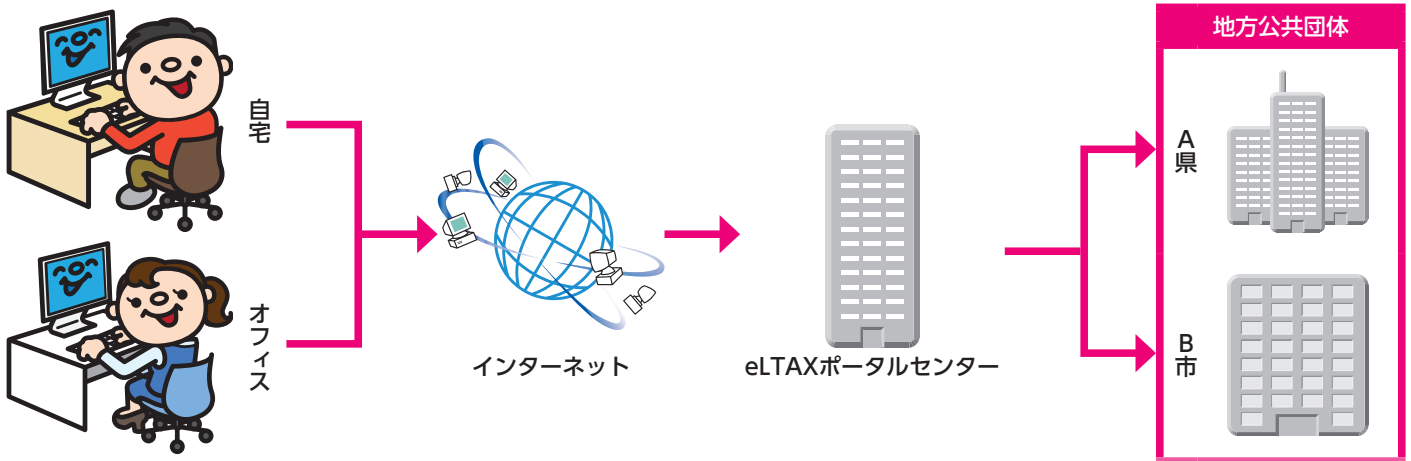
証明の種類	発行窓口	手数料	持参いただくもの
資産証明書 公課証明書 評価証明書	市役所税務課（土地係・家屋係） 各地域自治センター	1枚につき300円	□窓口に来られた方の本人確認のできる書類 （例えば、マイナンバーカード、運転免許証などの公的機関が発行した写真付きのものは1点、その他保険証や年金手帳などは2点が必要になります） □代理人の場合は委任状
所得・課税・控除証明書	市役所税務課（市民税係） 各地域自治センター 上田情報ライブラリー ひとまちげんき・健康プラザうえだ		
納税証明書 完納証明書 軽自動車税納税証明書 （継続検査用）	市役所収納管理課 各地域自治センター 上田情報ライブラリー ひとまちげんき・健康プラザうえだ	納税証明書 1年度につき300円 完納証明書 1枚につき300円 軽自動車税納税証明書 無料	※税金の納付の確認には10日ほどかかる場合がありますので、納付して間もない納税証明書・完納証明書申請のときは領収書（口座振替の場合は記帳した通帳）をご持参ください。 （軽自動車税納税証明書の場合、委任状は必要ありません）

市税の電子申告サービス

電子申告サービス「eLTAX（エルタックス）」をご利用ください。上田市では、地方税の電子申告サービス（eLTAX：エルタックス）による申告・届出が、自宅や事務所からインターネットで手続きできます。

●電子申告できる手続き

税 目	申告書関係	届出関係
法人市民税	●中間申告 ●確定申告 ●修正申告 など	●法人の設立及び設置届 ●法人異動届
個人市民税・県民税	●給与支払報告書 ●特別徴収に係る給与所得者異動届 ●普通徴収から特別徴収への切替申請	●特別徴収義務者の所在地及び名称変更届
固定資産税（償却資産）	●償却資産の申告	



※注意：インターネットを利用して確定申告等の手続きをするe-Tax（イータックス）とは違うシステムです。

広告

税理士 P54 A-5

お客様のビジネスを強力にサポートいたします

水沢健時税理士事務所

長年培ってきた豊富なノウハウをお客様と共有し、経営効率化に貢献いたします。難しい会計・税務の話を、できる限りわかりやすいことばで丁寧に説明を心がけております。

■上田市諏訪形1275-4
TEL:0268-25-0010
FAX:0268-25-0016

■営業時間／8:30～17:30
■定休日／土曜、日曜、祝日
■URL:https://akm18.com/

P あり

税理士・管理会計 P40 C-2

誠実対応・弛まぬ研鑽、判断に有益な情報を提供します

小池管理会計税務事務所

税務のみならず法務・労務についても各専門事務所と提携して、ワンストップサービスを提供できるよう目指しています。業績評価、責任会計等の管理会計にも対応します。

■上田市材木町1-4-9
TEL:0268-23-7688
FAX:0268-23-7655

■営業時間／9:00～18:00
■定休日／土曜、日曜、祝日
■E-mail:kaf-koike@po10.ueda.ne.jp
■関東信越税理士会上田支部所属
■※経営・融資相談・譲渡・相続・贈与の事前相談 P あり